令和８年 11 月吉日

お客様各位

伊達貨物運送株式会社
代表取締役　酒井　良晃

小口発送運賃改定のお願い

拝啓

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、ご高承の通り、昨今の世界情勢の影響により、軽油価格が高騰している中、4 月より暫定税率が廃止となり、その効果については仕入価格に反映されたものの依然として基準価格を大幅に上回る高止まりの状態が続いております。弊社におきましても、これまで徹底したコスト削減に努めて参りましたが、燃料費の上昇は自社努力の限界を大きく超え、安定した輸送サービスの継続に深刻な影響を及ぼす事態となっております。

また、上記の内容を踏まえ、2026 年 3 月に国土交通省・中小企業庁・公正取引委員会の連名にて関係事業者団体を通じ荷主様や元請事業者様に対し、「トラック運送業の燃料価格の転嫁の徹底」について、強く要請があったところです。

つきましては、国土交通省の指導に基づき、運賃とは別建てで変動する燃料価格に連動する「燃料サーチャージ制」を下記の通り導入し収受させていただきますこと、慎んでお願い申し上げます。

物流の「2024 年問題」をはじめとする厳しい経営環境の中、今後も安全かつ安定的な輸送品質を維持していくため、何卒、諸事情をご賢察いただき、ご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

敬具

記

1.対象範囲　　弊社が受託する全ての混載（路線）便輸送貨物

2.適用開始日　　2026 年 12 月 1 日　出荷分より

3.算出根拠

(1)基準価格　　78 円/ℓ

(2)燃料価格　　全日本トラック協会公表価格を採用

(3)単価基準　　直近 3 カ月の平均

(4)端数処理　　燃料価格の上限額を 10 円単位切上げ

(5)算出方法　　詳細につきましては別紙にてお知らせいたします。

※公表価格は伊達貨物運送㈱HP（下記 URL）をご参照ください。

https://www.datekamotsu.co.jp/information

4.その他

ご不明な点がございましたら弊社窓口事業所までお問合せいただきますよう

お願い申し上げます。

以上

別紙
燃料サーチャージの算出方法は以下になります。

① 弊社 HP に掲載されている直近 3 ヶ月の軽油価格の平均単価をご確認いただきます。
今後は毎月末日に直近 1 年間の軽油価格と 3 か月の平均単価を掲載いたします。
お手数をおかけいたしますが、毎月軽油価格のご確認をお願いいたします。

② ①でご確認いただいた軽油価格の平均単価と基準価格 78 円/ℓの差（基準金額を基に上昇した金額）を計算していただきます。

例）軽油価格の平均単価：121.91 円の場合
121.91 － 78 ＝ 43.91（基準金額から 43.91 円軽油価格が上昇）

③ ②でご確認いただいた軽油価格の上昇幅を基に、燃料サーチャージの対象割合をご確認いただきます。※1

燃料サーチャージ上昇価格と割合

上昇価格	10 円	20 円	30 円	40 円	50 円	60 円	70 円	80 円	90 円	100 円
割合	1%	2%	3%	4%	5%	6%	7%	8%	9%	10%

④ 運賃に燃料サーチャージの対象割合をかけたものが燃料サーチャージ分の料金になります。

例）発生運賃：2,000 円、燃料サーチャージ割合：5%の場合
2,000 × 0.05（5%）＝ 100（燃料サーチャージ分の料金）
ご請求金額：2,000 円（運賃）＋ 100 円（サーチャージ）＝ 2,100 円＋消費税

当月の運賃総額に割合をかけても、同様に燃料サーチャージ分の料金を算出することは可能です。

例）当月運賃総額：35,000 円、燃料サーチャージ割合：5%の場合
35,000 × 0.05（5%）＝ 1,750（燃料サーチャージ分の料金）
ご請求金額：35,000 円（運賃総額）＋ 1,750 円（サーチャージ総額）＝ 36,750 円＋消費税

※1：当月の燃料サーチャージの対象割合については、弊社 HP 内に掲載いたします。
また、前月分の請求書内にも次月の燃料サーチャージの対象割合を記載いたしますので、お手数をおかけいたしますが、ご確認の程よろしくお願いいたします。

以上